

手話とは

ろう者が意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語です。

ろう者：聴覚障害のある方のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む方をいいます。

※聴覚障害のある方の中には、手話を使わない方もいます。
こうした方々とは、筆談、口話、要約筆記等によるコミュニケーションを行う必要があります。

基本理念

- ① 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的な所産であることについての県民の認識の下に、行われなければなりません。
- ② 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければなりません。

県の責務

- ・手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、実施します。
 - ・市町村、関係機関及び関係団体と連携、協力して手話の普及等の促進に努めます。
 - ・ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、手話の普及等に関する施策の推進に努めます。
 - ・ろう者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をします。
- 合理的な配慮：障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、障害の状態やその人に応じた手助けをすることです。（例えば、問い合わせ先にFAX番号やメールアドレスを載せる、窓口での呼び出しを目でわかる方法で行うなど）



県民の皆さん役割

<県民>

条例の基本理念についての理解に努めます。

※手話はろう者にとって、情報取得やコミュニケーションに必要な言語であることを理解しましょう。

<ろう者>

県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めます。

<手話通訳者>

職務に係る倫理と知識の保持、県の施策への協力、手話通訳技術の向上、手話の普及等の促進に努めます。



<手話の普及等に関係する者>

（例：ろう者の家族、手話サークルの会員）

県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めます。

事業者の役割

- ・ろう者へのサービス提供時やろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めます。（例えば、パンフレット等の資料を用いて説明する、採用面接の際に手話通訳者の同席を認めるなど）

手話の普及等に関する基本的な施策

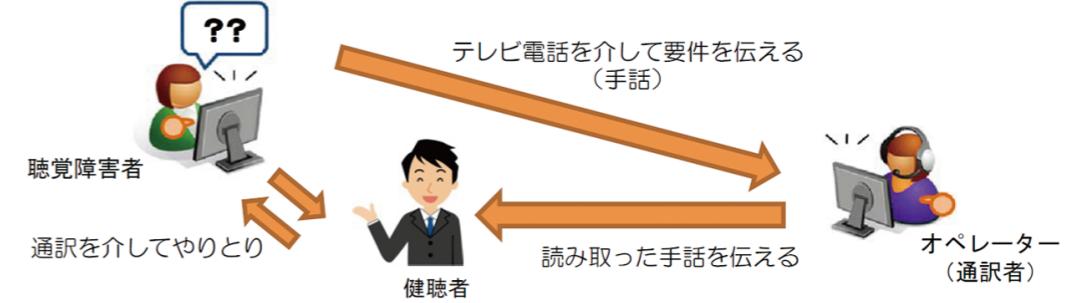
① 手話に関する相談や意思疎通の支援体制を整備します

- ・県聴覚障害者センターによる相談支援
- ・県専任の手話通訳者の設置
- ・手話通訳者の派遣
- ・遠隔手話通訳サービスの提供
- ・療育拠点機関での乳幼児等への支援

② 手話による情報発信を行います

- ・字幕入り映像ライブラリー作品の制作・貸出
- ・県政に関する情報発信

遠隔手話通訳サービス



③ ろう者が災害時等において情報取得や意思疎通ができるよう努めます

④ ろう者である観光旅行者等が安心して滞在できるよう努めます

⑤ 手話通訳者の確保、養成を図ります

- ・手話通訳者等の養成研修
- ・手話通訳試験受験料の助成



⑥ 合理的な配慮を行う事業者を支援します

⑦ 手話を学ぶ機会の確保を図ります

- ・手話の普及活動への補助
- ・県職員が手話を学習する機会の確保



⑧ 学校における手話の普及に努めます

- ・聴覚障害のある子どもが通学する学校の教職員の手話技術向上のために必要な取組を行う
- ・聴覚障害のある子どもや保護者に対して必要な支援を行う
- ・学校において手話等への理解を深める



「富山県手話施策推進協議会」を設置します

ろう者や手話通訳者等からなる協議会を設置し、手話の普及等に関する施策等について意見を聴いていきます



※条例の全文、事業や取組の詳細は

富山県 手話

検索